

平成26年11月4日
(照会先)
品質管理部長 田中 章夫
(電話直通 03-6892-0752)

経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(平成26年9月分)について

平成26年9月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

なお、日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（平成26年9月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り及び業務上発生した事件・事故（社会保険庁時代のものを含む。以下「事務処理誤り等」という。）について、9月に、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤り等の詳細な報告が完了したもの及びシステム事故等の詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

・これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則として、その事案の概要等を公表します。今回取りまとめた427件のうち公表可能な370件について、その概要を日本年金機構HPに掲載しています。

II 状況

以下の分析については、システム事故等を除く事務処理誤り等の427件を対象としています。

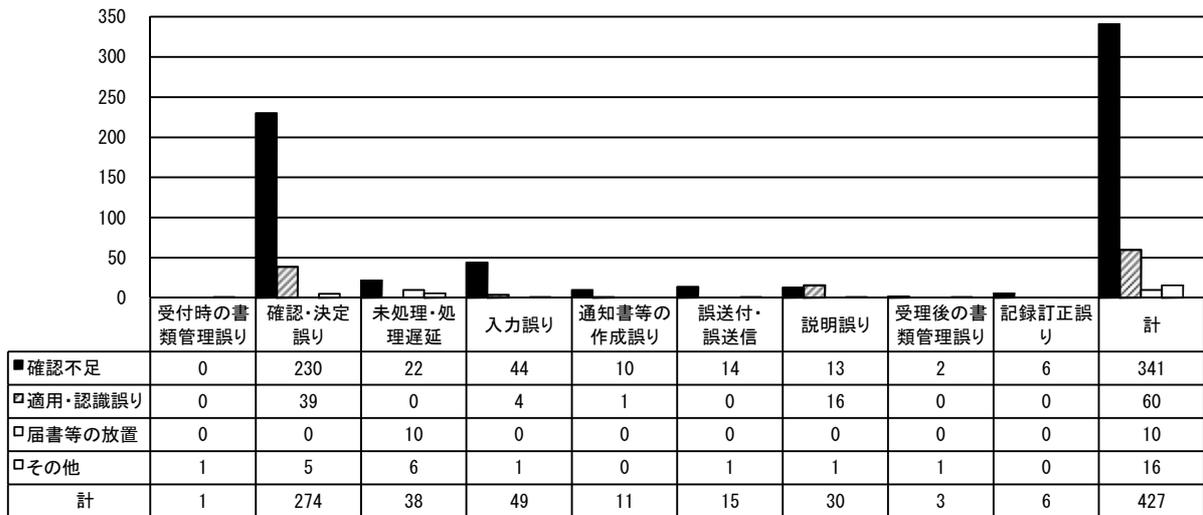
1 発生年度別・判明年度別内訳

	平成21年度 判明	平成22年度 判明	平成23年度 判明	平成24年度 判明	平成25年度 判明	平成26年度 判明	計
平成26年度発生	---	---	---	---	---	52	52
平成25年度発生	---	---	---	---	75	59	134
平成24年度発生	---	---	---	12	31	6	49
平成23年度発生	---	---	4	4	10	2	20
平成22年度発生	---	0	2	0	7	2	11
平成21年度以前 （機構発足前）	0 (0)	1 (1)	3 (3)	23 (22)	124 (124)	10 (10)	161 (160)
計	0	1	9	39	247	131	427

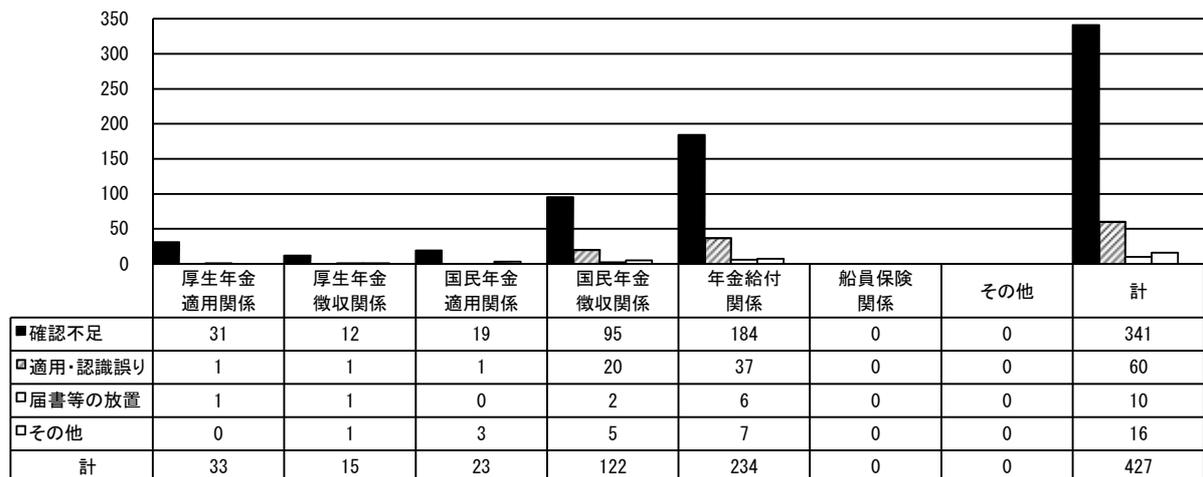
2 制度等別・事務処理誤り等区分別内訳

	受付時の書類 管理誤り	確認・決定 誤り	未処理・処 理遅延	入力誤り	通知書等の 作成誤り	誤送付・ 誤送信	説明誤り	受理後の書 類管理誤り	記録訂正誤 り	計
■厚生年金適用関係	0	10	10	7	1	5	0	0	0	33
□厚生年金徴収関係	0	4	4	2	2	2	1	0	0	15
■国民年金適用関係	1	11	1	4	0	3	3	0	0	23
□国民年金徴収関係	0	64	8	28	5	3	11	2	1	122
■年金給付関係	0	185	15	8	3	2	15	1	5	234
□船員保険関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
■その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	274	38	49	11	15	30	3	6	427

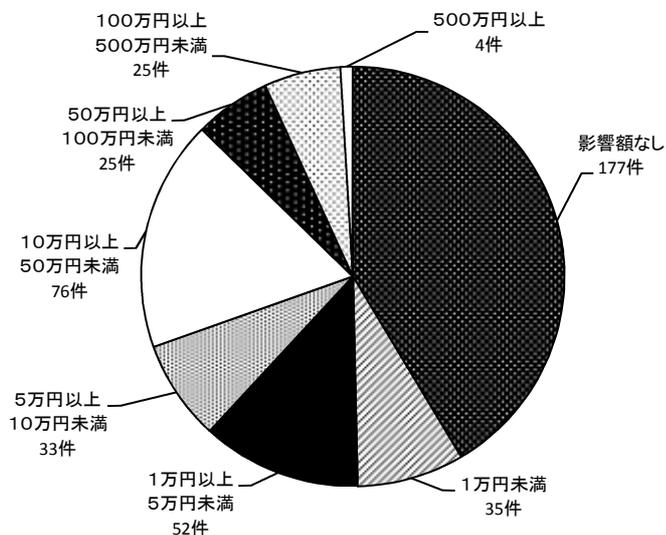
3 原因別・事務処理誤り等区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

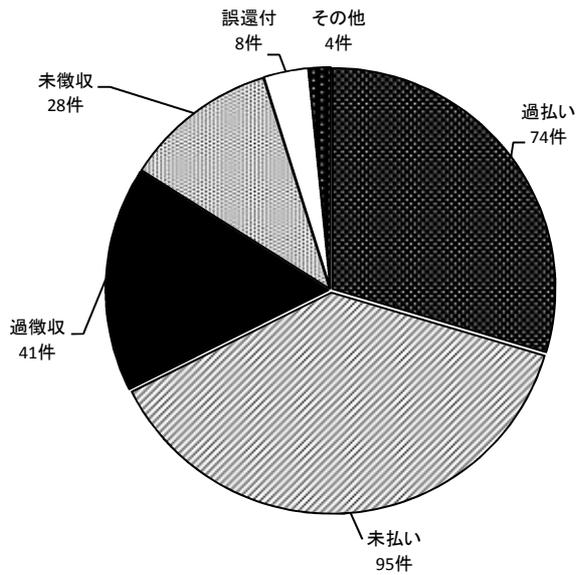


5 影響額別内訳



	厚生年金適用関係	厚生年金徴収関係	国民年金適用関係	国民年金徴収関係	年金給付関係	船員保険関係	その他	計
影響額なし	15	9	17	83	53	0	0	177
1万円未満	3	1	0	10	21	0	0	35
1万円以上5万円未満	5	3	2	10	32	0	0	52
5万円以上10万円未満	5	2	1	3	22	0	0	33
10万円以上50万円未満	0	0	2	15	59	0	0	76
50万円以上100万円未満	5	0	0	1	19	0	0	25
100万円以上500万円未満	0	0	1	0	24	0	0	25
500万円以上	0	0	0	0	4	0	0	4
計	33	15	23	122	234	0	0	427

6 事象別内訳



事象	合計金額	平均金額
過払い	41,038,991	554,580
未払い	69,745,021	734,158
過徴収	3,269,084	79,733
未徴収	7,125,288	254,474
誤還付	741,200	92,650
その他	1,838,391	459,597
計	123,757,975	495,031

(注1) 「表6 事象別内訳」は、「表5 影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤り等によって年金や保険料徴収額等に影響のあった額の合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

過徴収と未払いがある件	1件	279,372
過徴収と未徴収がある件	3件	1,559,019

7 判明契機別内訳

	件数	割合
内部	247件	57.8%
外部	180件	42.2%
計	427件	100.0%

○日本年金機構の平成26年9月分の事務処理誤り等一覧(1～32ページ)

- | | | | | |
|-------------|-------|-----|------|---------|
| 1. 厚生年金適用関係 | | 1P | 整理番号 | 1～30 |
| 2. 厚生年金徴収関係 | | 4P | 整理番号 | 31～37 |
| 3. 国民年金適用関係 | | 5P | 整理番号 | 38～64 |
| 4. 国民年金徴収関係 | | 9P | 整理番号 | 65～170 |
| 5. 年金給付関係 | | 19P | 整理番号 | 171～370 |

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	愛知	鶴舞	2014年 8月11日	2014年 8月18日	○事業所からの問合せにより確認したところ、算定基礎届を提出済みの事業所へ当該届書を提出するよう催告状のハガキを送付していたことが判明しました。 ○年金事務所において算定基礎届の保険者決定を行う際に、印字されていた前年度の標準報酬月額をそのまま記載し、標準報酬月額を誤って決定していたことが判明しました。 ○年金事務所より照会があり確認したところ、標準報酬月額を誤って決定していたことが判明しました。 ○厚生年金基金より照会があり確認したところ、標準報酬月額を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、過徴収の保険料については、差額分を減額調整しました。未徴収の保険料については、差額分を増額調整しました。 ●担当部署において、算定基礎届の確認及び入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1事業所	—	0
2			神奈川	厚木	2013年 8月14日	2014年 8月6日		1事業所 2名	過徴収	81,900
3			長崎	事務 センター	2013年 7月31日	2014年 7月10日		1事業所 1名	未徴収	573,565
4			群馬	前橋	2007年 8月15日	2013年 10月21日		1事業所 3名	過徴収	90,933
5	月額変更届の誤り	確認・決定誤り	福井	事務 センター	2012年 11月19日	2014年 7月2日	○年金事務所より連絡があり確認したところ、事業所から提出された月額変更届において固定的賃金に変動がないため、月額変更を行ってはいけないところを誤って月額変更の処理をしていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、未徴収の保険料については、差額分を増額調整しました。 ●担当部署において、月額変更届の確認及び入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1事業所 14名	未徴収	635,807
6		入力誤り	新潟	三条	2008年 8月4日	2014年 7月18日	○厚生年金基金解散等における調査作業中に、月額変更届に係る標準報酬月額の改定年月を平成19年9月と入力すべきところを平成20年9月とした入力誤りが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、未徴収の保険料については、差額分を増額調整しました。 ●担当部署において、月額変更届の入力点検の確認及び入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	未徴収	91,086
7	適用事業所関係変更届の誤り	確認・決定誤り	宮崎	事務 センター	2014年 6月6日	2014年 8月5日	○事業所からの問合せにより確認したところ、適用事業所関係変更届において、変更となった年金委員の氏名を誤って事業主の欄へ入力したことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●委託業者に対して、適用事業所関係変更届の入力処理後は、複数名でダブルチェックを行うことを徹底するよう指導しました。	1事業所	—	0

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
8	賞与支払届の誤り	確認・決定誤り	愛知	中村	2004年 7月26日	2014年 8月29日	○厚生年金基金から照会を受けて確認したところ、賞与支払届に係る標準賞与額を220千円と入力すべきところを270千円と誤って入力したことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、過徴収の保険料については、差額分を減額調整しました。 ●担当部署において、賞与支払届の確認及び入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	過徴収	9,990
9	賞与支払届の誤り	入力誤り	北海道	事務センター	2014年 5月22日	2014年 6月25日	○事業所から連絡があり確認したところ、賞与支払届を処理した際に、入力エラー分の訂正処理が行われていないことが判明しました。 ○厚生年金基金からの照会により確認したところ、標準賞与額を355千円とすべきところを誤って353千円とした入力誤りが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、未徴収の保険料については、差額分を増額調整しました。 ●担当部署において、賞与支払届の確認及び入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	未徴収	43,920
10			神奈川県	厚木	2011年 9月8日	2014年 7月31日	○厚生年金基金からの照会により確認したところ、標準賞与額を355千円とすべきところを誤って353千円とした入力誤りが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、未徴収の保険料については、差額分を増額調整しました。 ●担当部署において、賞与支払届の確認及び入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	未徴収	265
11			北海道	事務センター	2014年 6月17日	2014年 6月27日	○年金事務所より連絡があり確認したところ、賞与支払届に係る提出勤奨文書を送付する際に、旧様式を使用したため社会保険事務所と記載された勤奨文書を送付したことが判明しました。 ●担当部署において、賞与支払届に係る提出勤奨文書等を作成する際には、作成内容のダブルチェックを行うことを徹底するよう周知しました。	8,866 事業所	—	0
12	二以上事業所勤務届の誤り	確認・決定誤り	宮崎	延岡	2014年 4月30日	2014年 5月12日	○担当者が二以上事業所勤務被保険者保険料について確認したところ、平成26年4月1日付で厚生年金基金脱退処理を行った事業所に二以上勤務者が存在していたが、その者に係る保険料変更処理の漏れが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、未徴収の保険料については、差額分を増額調整しました。 ●担当部署において、基金加入脱退処理時に二以上勤務届の有無の確認について徹底するよう周知しました。	2事業所	未徴収	12,160
13	被扶養者異動届の誤り	入力誤り	滋賀	彦根	2014年 6月17日	2014年 6月20日	○事業所からの問合せにより、健康保険被扶養者異動届に係る被扶養者氏名、続柄等の入力誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、被扶養者氏名等の確認及び入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
14			大阪	枚方	2006年 5月16日	2014年 6月27日		1名	—	0
15			和歌山	事務センター	2014年 7月25日	2014年 7月30日		1事業所 1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
16	厚生年金適用 関係届書等の 送付誤り	誤送付・誤送信	福井	事務 センター	2014年 7月3日	2014年 7月7日	○事業所からの問合せ等により、育児休業等終了時標準報酬月額改定通知書、算定基礎届用紙、賞与額決定通知書、賞与支払届用紙の送付誤りが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した通知書等を回収し、本来送付する事業所あてに通知書等を送付しました。 ●担当部署において、事業所あてに通知書等を送付する際は封入封緘時に複数名でダブルチェックを行うことを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	—	0
17			東京	渋谷	2014年 7月22日	2014年 8月4日		1事業所 18名	—	0
18			宮城	仙台南	2014年 7月10日	2014年 7月11日		1事業所 5名	—	0
19			兵庫	事務 センター	2014年 7月9日	2014年 7月28日		2事業所 3名	—	0
20			愛知	中村	2014年 7月22日	2014年 7月24日		1事業所 25名	—	0
21	厚生年金適用 関係届書等の 処理漏れ	未処理・処理遅延	大阪	吹田	2011年 11月16日	2011年 12月6日	○年金事務所において被保険者記録等の確認を行った際に遡及して被保険者記録の入力処理を行った際に出力されるエラー確認リストに係る処理漏れが判明しました。 ○事業所からの問合せにより、賞与支払届の処理の際に、入力エラーとなった内容を確認しなかったために未入力のままとなっている処理漏れが判明しました。 ○事業所からの問合せにより、処理結果リストの確認不足により資格喪失届の処理漏れが判明しました。 ○事業所からの問合せにより、被扶養者異動届と同時に提出された国民年金第3号被保険者種別変更届の処理漏れが判明しました。 ○年金事務所において文書整理の作業中に、資格取得年月日訂正届、標準報酬月額訂正届、賞与支払届の処理漏れが判明しました。 ○事務センターにおいて電子申請された未処理等の確認をしたところ、電子申請された厚生年金被保険者住所変更届の未処理が判明しました。 ○事務センターにおいて受付進捗管理システムにより進捗状況を確認したところ、育児休業等取得者申出書の処理遅延が判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●届書等の処理を行い、過徴収の保険料については、差額分を減額調整しました。未徴収の保険料については、差額分を増額調整しました。過徴収・未徴収の保険料については、差額分を調整しました。過払いについては、お客様より返納方法申出書を受理しました。 ●担当部署において、書類保管及び進捗管理の徹底について周知を行いました。	1事業所	未徴収	31,270
22			大阪	吹田	2011年 10月31日	2011年 12月7日		1事業所	未徴収	26,780
23			神奈川	港北	2013年 5月2日	2014年 5月12日		1名	—	0
24			福岡	博多	2008年 7月31日	2013年 11月21日		1事業所 1名	未徴収	53,835
25			東京	上野	2008年 8月1日	2014年 2月10日		1名	過払い	150
26			宮城	仙台北	2012年 4月頃	2014年 2月19日		1事業所 8名	その他	833,705
27			東京	事務 センター	2014年 2月5日	2014年 2月20日		1事業所 1名	過徴収	18,943
28			富山	高岡	2012年 2月4日	2014年 3月3日		1事業所 1名	—	0
29			群馬	事務 センター	2014年 2月14日	2014年 4月1日		1事業所 1名	過徴収	76,216
30			東京	事務 センター	2013年 9月5日	2014年 5月13日		1事業所 1名	過徴収	215,523

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
31	収納時の入力誤り	入力誤り	東京	練馬	2013年 5月15日	2013年 5月28日	○事業所と納付経過を確認していた際、誤って別事業所名で現金領収していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し承を得ました。 ●領収書を回収するなど必要な処理を行いました。 ●担当部署において、窓口領収の際には、事業所名の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	—	0
32	口座振替納付申出書の入力誤り	入力誤り	福岡	南福岡	2013年 12月18日	2014年 3月17日	○担当者が保険料納付に係る確認を行った際に、口座振替納付申出書の金融機関名、支店名の入力処理を誤って行っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し承を得ました。 ●訂正処理を行い、保険料を領収しました。 ●担当部署において、口座振替納付申出書の入力の際は、入力項目のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	—	1
33	滞納処分時の誤り	誤送付・誤送信	三重	尾鷲	2014年 7月9日	2014年 7月16日	○担当者が事業所の滞納保険料を確認していたところ、誤って別の事業所の滞納保険料額で納付計画を作成交付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し承を得ました。 ●交付した納付計画書を回収し、正しい金額を記載した納付計画書を受理しました。 ●担当部署において、納付計画書の用紙を作成する際には、該当事業所の内容かどうかの確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	—	0
34	厚生年金徴収関係届書等の処理漏れ	未処理・処理遅延	東京	港	2009年 11月頃	2013年 6月14日	○担当者が二以上事業所勤務届に係る保険料の登録処理に誤りがないか確認したところ、厚生年金保険料の変更処理漏れが判明しました。 ○事業所からの問合せにより、新規適用に係る届と同時に提出された口座振替納付申出書の処理漏れが判明しました。 ○ブロック本部と打合せの際に、預金口座の残高を確認したところ滞納保険料の充当事務の処理漏れが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し承を得ました。 ●訂正処理を行い、過徴収の保険料については、差額分を減額調整しました。未徴収の保険料については、差額分を増額調整しました。 ●担当部署において、書類保管及び進捗管理の徹底について周知を行いました。	1事業所	過徴収	15,719
35			大阪	貝塚	2012年 11月13日	2013年 8月7日		2事業所 1名	未徴収	90,540
36			奈良	奈良	2013年 7月8日	2013年 8月22日		1事業所	—	0
37			鹿児島	鹿屋	2014年 4月9日	2014年 4月10日		1事業所	—	0

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
38	国民年金被保険者資格取得(喪失)・種別変更届の誤り	入力誤り	神奈川県	事務センター	2011年4月12日	2014年6月24日	<p>○お客様からの問合せにより、資格取得届の取得年月日の入力誤りが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、遡及した加入が認められたため、訂正処理を行うことで了承を得ました。</p> <p>●資格記録の訂正処理を行い、納付書を送付しました。</p> <p>●担当部署において、資格取得年月日等の入力確認、決裁時における処理結果リスト及び資格記録の確認等を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未徴収	15,100
39	国民年金第3号被保険者該当関係届の誤り	確認・決定誤り	東京都	葛飾	1998年5月6日	2013年8月27日	<p>○お客様からの問合せ等により、第3号被保険者該当届の資格取得年月日の処理誤り、配偶者記録等の確認誤りによる第3号被保険者記録の誤りが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、協議が必要なお客様については、機構本部に取扱いを協議、訂正処理を行うことで了承を得ました。</p>	1名	過払い	10,350
40			大阪府	城東	2012年5月31日	2013年1月29日	<p>●資格記録の訂正処理を行い、再裁定の処理が完了したことを確認しました。また、誤還付のお客様には、返納金の納入告知書を送付しました。</p>	1名	未払い	67,083
41			兵庫県	事務センター	2010年4月23日	2014年2月13日	<p>●担当部署において、入力処理時の確認及び入力処理後の処理結果リストの確認等を徹底するよう周知しました。</p>	1名	誤還付	117,030
42			群馬県	太田	1993年11月9日	2014年6月18日		1名	過払い	167,158
43			愛媛県	新居浜	2009年4月24日	2014年6月20日	<p>○お客様からの問合せがあり、市役所の受付誤りにより、第3号被保険者が誤って資格喪失している事象が判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正処理を行うことで了承を得ました。</p> <p>●資格記録の訂正処理を行いました。</p> <p>●市区町村に対して事務処理の際の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	—	0
44		入力誤り	東京都	中央	2004年5月25日	2014年6月13日	<p>○年金事務所より問合せがあり、第1号被保険者に対して、誤って別人の第3号被保険者該当届が処理されていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●資格記録の訂正処理を行い、納付が困難とのことから免除制度の説明を行い、免除申請書を送付しました。</p> <p>●担当部署において、第3号被保険者該当届の審査及び処理時における確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未徴収	1,783,090

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
45	国民年金任意 加入申出書の 誤り	確認・決定誤り	東京	八王子	2014年 2月27日	2014年 6月4日	○お客様からの問合せ等により、資格喪失年月日の確認誤りにより、前納割引による納付ができなかった事象が判明しました。 ○受給資格要件の確認誤りにより、受給資格期間不足のまま資格喪失した誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、協議が必要なお客様については機構本部に取扱いを協議し、割引前納額での納付及び資格喪失取消により引続き加入等が認められたため、訂正処理を行うことでした承を得ました。 ●資格記録の訂正処理、保険料の収納、還付請求書を送付しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を受付する際は、申出書の裏面に記載されている合算対象期間の確認項目等について、必ずお客様から聴取すること及び資格喪失予定日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
46			東京	上野	2014年 2月14日	2014年 6月19日		1名	—	0
47			東京	八王子	2014年 2月27日	2014年 6月9日		1名	—	0
48			大阪	東大阪	2009年 5月7日	2013年 10月25日		1名	—	0
49			沖縄	那覇	2008年 12月22日	2013年 7月1日		1名	—	0
50			神奈川	横浜西	2008年 11月13日	2014年 1月16日		1名	過徴収	150
51			大阪	東大阪	2013年 3月6日	2014年 4月10日		1名	—	0
52			栃木	大田原	2010年 12月22日	2014年 4月21日		1名	—	0
53		入力誤り	栃木	宇都宮西	2012年 9月21日	2014年 4月22日	○お客様からの問合せにより、任意加入申出書を受理した際に、資格喪失予定日の入力を漏らしていたため、加入可能期間を超えて保険料の請求をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うことでした承を得ました。 ●資格記録の訂正処理を行い、還付請求書を送付しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を受付する際は、申出書の裏面に記載されている合算対象期間の確認項目等について、必ずお客様から聴取すること、入力後の記録確認を複数人で行うよう確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	410

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生日	判明日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
54	国民年金任意加入申出書の誤り	説明誤り	北海道	小樽	2014年 5月12日	2014年 6月19日	○事務センターにおいて老齢年金裁定請求書の審査を行った際に、特例任意加入期間の資格喪失年月日の説明を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、不足した期間について、再度特例任意加入をしていただくことで了承を得ました。 ●不足していた期間の任意加入、保険料の納付をしていただきました。 ●担当部署において、任意加入申出書を受付する際は、申出書の裏面に記載されている合算対象期間の確認をすることを徹底するよう周知しました。	1名	—	0
55			福岡	久留米	2014年 2月19日	2014年 4月8日	○お客様からの問合せにより、市役所において、海外転出時における国民年金任意加入の説明が漏れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うことで了承を得ました。 ●遡及して資格取得していただきました。 ●市区町村に対して事務処理の際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
56	住所変更届の受理誤り	確認・決定誤り	宮城	古川	2013年 2月6日	2014年 3月4日	○お客様からの問合せにより、市役所が住所変更届の提出の際に、基礎年金番号の記入を誤ったために、誤った住所変更処理がされていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●住所訂正処理を行いました。 ●市区町村に対して事務処理の際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
57			神奈川	事務センター	2014年 4月7日	2014年 7月25日	○年金事務所からの問合せにより、国民年金被保険者異動報告書(氏名変更)の処理を入力する際に、誤って入力が必要ない住所変更を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●住所の訂正処理を行いました。 ●担当部署において、届書の内容の確認及び入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
58	送付郵便物の封筒記載誤り	確認・決定誤り	神奈川	事務センター	2013年 10月28日	2013年 11月5日	○お客様からの問合せにより、年金手帳の再交付の際に送付した郵便物の封筒に誤った番地を記載したことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●年金手帳については、お客様に届いていることを確認しました。 ●担当部署において、記載された住所等の確認、封入・封緘の際のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
59	基礎年金番号 付番処理の誤り	説明誤り	京都	中京	2013年 2月20日	2013年 5月10日	○お客様からの問合せにより、性別変更・訂正届及び基礎年金番号変更処理に係る説明誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●性別変更・訂正届、年金証書再交付申請書を受理して事務処理を完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談の際には、業務マニュアルに沿って十分に説明することを徹底するよう周知しました。	1名	—	0
60	国民年金資格 記録の訂正誤り	入力誤り	東京	世田谷	2013年 7月19日	2013年 7月19日	○資格記録の整備をした際に、国民年金の資格記録を誤って取消していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うことで了承を得ました。 ●資格記録の訂正処理を行いました。 ●担当部署において、入力処理時の確認及び入力処理後の処理結果リストの確認等を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
61	国民年金適用 関係届書等の 送付誤り	誤送付・誤送信	神奈川	横浜中	2014年 4月4日	2014年 4月17日	○お客様からの問合せにより、他人の年金手帳が届いたとのことで送付誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ●誤って送付した年金手帳を回収し、本来送付するお客様あてに年金手帳を送付しました。 ●担当部署において、お客様あてに年金手帳を送付する際は、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	—	0
62			東京	中野	2014年 4月18日	2014年 4月23日	○社会保険労務士からの問合せにより、受託していない事業所の国民年金第3号被保険者資格取得届の写しが届いたとのことで送付誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した国民年金第3号被保険者資格取得届の写しを回収し、本来送付するお客様に送付しました。 ●担当部署において、お客様あてに文書等を送付する際は、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2名	—	0
63	国民年金適用 関係届書等の 処理漏れ	未処理・処理遅延	山口	徳山	2009年 10月7日	2014年 3月14日	○ブロック本部の点検及び年金事務所における受付進捗管理システムの確認の際に、資格取得届、適用関係届書等の処理漏れ等が判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正処理を行うことで了承を得ました。	2名	—	0
64		受付時の書類管理 誤り	石川	七尾	2014年 7月7日	2014年 7月9日	●届書等の処理を行いました。 ●担当部署において、書類保管及び進捗管理の徹底について周知を行いました。	1名	—	0

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生日	判明日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
65	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	福島	会津若松	2014年 6月13日	2014年 6月13日	○お客様からの問合せ等により、国民年金保険料納付書の交付等について、対象者、送付先住所、納付対象期間等の確認不足により、納付書が適正に交付されていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。前納割引額での納付を希望されたお客様については、機構本部に取扱いを協議し前納割引額での納付を行っていただくことで了承を得ました。 ●対象者、納付期間、住所の確認を行い納付書を送付しました。 ●担当部署において、納付書作成時の納付対象期間、登録住所、未納期間等の確認及び入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
66			石川	金沢北	2014年 5月30日	2014年 6月2日		1名	未徴収	14,750
67			神奈川	港北	2014年 4月11日	2014年 6月4日		1名	—	0
68			北海道	新さっぽろ	2010年 4月19日	2014年 6月6日		1名	未徴収	720,000
69			本部	機構本部 (年金相談部)	2013年 11月11日	2013年 11月11日		8名	—	0
70			入力誤り	神奈川	事務センター	2013年 11月19日		2013年 11月19日	○委託業者の入力誤りにより、納付書送付時の照会先年金事務所を誤標記していたことが判明しました。 ●委託業者に対して入力設定の確認を徹底するよう指導しました。	297名
71	千葉	松戸					2009年 10月8日			

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
72	国民年金保険料口座振替納付(変更)・辞退申出書の誤り	確認・決定誤り	宮城	事務センター	2014年2月14日	2014年5月27日	○お客様からの問合せ等により、国民年金保険料口座振替に係る処理に際し、振替方法、緊急停止後の再開処理、口座振替記録の訂正、金融機関控の送付等の確認誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、協議が必要なお客様については、機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うことで了承を得ました。 ●訂正処理を行い、未徴収の保険料を領収、過徴収の保険料の還付をしました。 ●担当部署において、口座振替納付申出書の審査時における各項目の確認、入力及び緊急停止に係るスケジュール等についての確認、入力処理後の処理結果リストによる確認を徹底するように周知しました。	1名	—	0
73			山口	下関	2014年4月30日	2014年5月29日		1名	—	0
74			新潟	事務センター	2014年2月26日	2014年5月21日		1名	未徴収	179,160
75			群馬	事務センター	2013年10月16日	2014年5月2日		1名	—	0
76			群馬	事務センター	2014年2月4日	2014年5月8日		1名	未徴収	179,160
77			大阪	大手前	2014年4月23日	2014年5月9日		1名	—	0
78			東京	文京	2013年8月8日	2014年6月11日		1名	過徴収	3,840
79			兵庫	事務センター	2014年3月13日	2014年5月27日		1名	—	0
80			石川	事務センター	2014年4月17日	2014年6月12日		2名	未徴収	60,900
81			青森	事務センター	2014年1月14日	2014年7月7日		1名	過徴収	1,040
82			群馬	事務センター	2014年3月12日	2014年6月11日		1名	未徴収	355,280
83			兵庫	尼崎	2013年5月8日	2013年7月31日		1名	—	0
84			大阪	吹田	2014年3月13日	2014年4月23日		1名	—	0
85			栃木	事務センター	2014年3月25日	2014年4月25日		1名	過徴収	590
86			佐賀	唐津	2014年2月12日	2014年4月30日		1名	未徴収	364,500
87			兵庫	事務センター	2014年3月26日	2014年4月2日		1名	—	0
88			福岡	小倉南	2013年6月14日	2014年4月11日		1名	—	0
89			大阪	吹田	2014年3月11日	2014年4月10日		1名	—	0
90			兵庫	事務センター	2014年3月17日	2014年4月8日		1名	—	0
91			北海道	事務センター	2014年4月頃	2014年4月14日		43名	過徴収	280
92			長崎	佐世保	2014年3月17日	2014年4月7日		1名	—	0
93			京都	事務センター	2014年2月25日	2014年4月24日		1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
94	国民年金保険料口座振替納付(変更)・辞退申出書の誤り	入力誤り	群馬	事務センター	2014年3月24日	2014年5月26日	○お客様からの問合せ等により、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書に係る金融機関コード・支店コード・口座番号・預金種別・口座名義人の入力誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、協議が必要なお客様については、機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うことで了承を得ました。 ●訂正処理を行い、未徴収の保険料を領収、過徴収の保険料の還付をしました。 ●担当部署において、入力時及び入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	355,280
95			東京	北	2013年8月15日	2014年5月27日		1名	—	0
96			千葉	事務センター	2014年4月30日	2014年5月27日		1名	—	0
97			福島	事務センター	2014年3月12日	2014年5月28日		1名	—	0
98			京都	事務センター	2014年2月19日	2014年5月28日		1名	—	0
99			京都	事務センター	2014年2月20日	2014年5月29日		1名	—	0
100			東京	渋谷	2014年4月10日	2014年5月2日		1名	—	0
101			岐阜	事務センター	2014年3月21日	2014年5月21日		1名	—	0
102			愛知	事務センター	2014年3月3日	2014年5月27日		2名	—	0
103			福島	事務センター	2013年6月6日	2014年5月27日		1名	—	0
104			愛知	事務センター	2014年2月12日	2014年5月27日		1名	未徴収	355,280
105			東京	文京	2014年3月18日	2014年5月8日		1名	—	0
106			愛知	事務センター	2014年3月27日	2014年5月12日		1名	—	0
107			群馬	事務センター	2014年2月18日	2014年5月12日		1名	未徴収	364,500
108			兵庫	事務センター	2014年3月13日	2014年5月15日		1名	—	0
109			東京	渋谷	2013年7月16日	2014年5月23日		1名	—	0
110			愛知	事務センター	2014年3月27日	2014年5月29日		1名	—	0
111	兵庫	事務センター	2014年2月3日	2014年5月29日	1名	—	0			
112	栃木	宇都宮西	2013年6月24日	2014年5月30日	1名	未徴収	179,160			
113	京都	事務センター	2014年2月25日	2014年6月4日	1名	—	0			
114	岩手	事務センター	2013年7月31日	2013年9月26日	1名	過徴収	150			
115	神奈川	事務センター	2012年9月13日	2013年2月18日	1名	過徴収	200			
116	和歌山	事務センター	2014年2月4日	2014年4月21日	1名	—	0			
117	滋賀	大津	2013年3月12日	2013年5月6日	1名	—	0			

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
118	国民年金保険料口座振替納付(変更)・辞退申出書の誤り	説明誤り	静岡	浜松東	2014年 4月21日	2014年 6月3日	○お客様からの問合せにより、国民年金保険料口座振替納付に係る振替方法、緊急停止後の再開処理、口座振替記録の訂正、金融機関控の送付等に関する説明誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、協議が必要なお客様については、機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うことで了承を得ました。 ●訂正処理を行い、未徴収の保険料を領収、過徴収の保険料の還付をしました。 ●担当部署において、口座振替納付申出書の審査時における各項目の確認、入力及び緊急停止に係るスケジュール等についての確認、入力処理後の処理結果リストによる確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	15,250	
119			福岡	東福岡	2014年 4月21日	2014年 5月2日		1名	過徴収	12,090	
120			兵庫	西宮	2014年 4月23日	2014年 5月1日		1名	—	0	
121			愛知	熱田	2014年 2月27日	2014年 4月25日		1名	—	0	
122			大阪	堺東	2011年 11月頃	2012年 3月1日		1名	未徴収	400	
123	国民年金付加保険料納付(辞退)申出書・該当(不該当)届の誤り	確認・決定誤り	茨城	下館	2013年 9月25日	2013年 12月12日	○お客様からの問合せにより、市役所の受付誤りのため、国民年金付加保険料の申出記入欄への記載が漏れ、付加保険料の納付書が交付されなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、訂正不可との回答があったため、改めてお詫びの上説明し了承を得ました。 ●市区町村に対して事務処理の際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0	
124			兵庫	東灘	2014年 4月4日	2014年 5月13日		○事務センターからの問合せにより、国民年金付加保険料の不該当処理が漏れていたため、誤って付加保険料を収納していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うことで了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金付加保険料の事務処理後の確認を徹底するよう周知しました。	3名	—	0
125			大阪	吹田	2012年 5月1日	2014年 5月20日			○お客様からの問合せにより、付加保険料非該当届処理漏れにより誤った付加納付をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うことで了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金付加保険料の事務処理後の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
126	国民年金付加保険料納付(辞退)申出書・該当(不該当)届の誤り	入力誤り	大阪	堺東	2013年 3月22日	2013年 6月11日	○お客様からの問合せにより、付加保険料納付申出書の入力漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うことで了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金付加保険料の事務処理後の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
127	国民年金付加保険料納付(辞退)申出書・該当(不該当)届の誤り	説明誤り	京都	京都西	2013年 12月5日	2014年 4月18日	○お客様からの問合せにより、保険料免除申請の際に付加保険料の説明等を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うことで了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金付加保険料の事務処理後の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
128			福井	福井	2013年 10月頃	2014年 3月26日	○お客様からの問合せにより、市役所の確認誤りのため、付加保険料納付申出書が受理されていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うことで了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●市区町村に対して事務処理の際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
129	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	大分	日田	1996年 8月1日	2013年 12月25日	○お客様からの問合せ等により、転出時の免除事由非該当届の提出の案内漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の該当要件について周知・徹底しました。	1名	—	0
130			東京	港	2003年 4月22日	2014年 1月15日	○お客様からの問合せ等により、障害年金受給者の障害等級変更時の法定免除消滅届の提出の案内漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しましたが、訂正不可との回答があったため、改めてお詫びの上説明し了承を得ました。 ●担当部署において、法定免除の該当要件について周知・徹底しました。	1名	—	0
131			大阪	城東	2010年 6月24日	2013年 5月31日	○お客様からの問合せにより、市役所の誤りのため、別人の年金記録により法定免除処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うことで了承を得ました。 ●訂正処理を行い、返納金の納入告知書を送付しました。 ●市区町村に対して事務処理の際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	181,620

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
132	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	確認・決定誤り	兵庫	兵庫	2013年 7月10日	2013年 8月2日	<p>○お客様からの問合せ等により、市役所において、国民年金保険料免除・納付猶予申請書に係る所得情報、免除等区分及び免除期間の確認誤りが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行い、承認通知書の送付、返納方法申出書を受理しました。</p> <p>●市区町村に対して事務処理の際の確認を徹底するよう周知しました。</p>	3名	—	0
133			富山	事務センター	2013年 9月17日	2014年 4月16日		1名	未徴収	120,320
134			大阪	吹田	1998年 1月2日	2014年 3月25日		1名	過払い	35,465
135		説明誤り	大阪	吹田	2001年 10月頃	2014年 5月13日	<p>○お客様からの問合せにより、国民年金保険料免除・納付猶予申請書に係る市区町村の確認不足等による申請の機会の逸失となる説明誤りが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うこと了承を得ました。</p> <p>●市区町村に対して事務処理の際の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	—	0
136			兵庫	加古川	2009年 6月30日	2013年 8月9日		1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
137	国民年金保険料後納申込書の誤り	確認・決定誤り	神奈川	鶴見	2014年 4月28日	2014年 5月14日	○お客様からの問合せ等により、後納申込時における受給資格期間及び年齢の確認誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、過徴収したお客様に還付請求書を送付し、未払いのお客様については年金の振込を確認しました。 ●担当部署において、お客様の後納申込書を受付た際、受給資格期間等のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	45,875
138			和歌山	和歌山東	2012年 10月9日	2014年 7月16日		1名	過徴収	338,830
139		通知書等の作成誤り	大阪	東大阪	2013年 4月11日	2014年 3月28日		○お客様からの問合せにより、後納申込時における納付書の使用期限の補正漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うことで了承を得ました。 ●担当部署において、納付書作成時の納付期限等のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	—
140	国民年金保険料追納申込書の誤り	確認・決定誤り	滋賀	草津	2013年 4月17日	2013年 5月28日	○お客様からの問合せにより、追納保険料納付書の作成誤りによる納付順序の誤り、追納申込書の処理等が納付期間間近となったため、納付機会の逸失させてしまったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、訂正不可との回答があったため、改めてお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、還付請求書を送付しました。 ●担当部署において、追納申込書の入力後の転記内容等を確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
141			北海道	札幌西	2014年 1月23日	2014年 3月26日		1名	過徴収	22,410
142	収納時の誤り	確認・決定誤り	熊本	事務センター	2013年 12月19日	2014年 7月16日	○お客様からの問合せにより、納付した保険料の納付記録が誤っていたことが判明しました。 ○年金事務所からの問合せにより、領収済通知書の収納年月日の誤りが判明しました。 ○機構本部からの問合せにより、領収済通知書入力エラー一覧表の処理漏れが判明しました。 ○金融機関からの問合せにより、納付をしたお客様の記録がオンライン上で反映していないことが判明しました。 ○お客様からの問合せにより、半額免除のお客様が、重複して納付した期間について還付をせずに追納としている誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、協議が必要なお客様については機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うことで了承を得ました。 ●訂正処理を行い、返納金の納入告知書、還付請求書を送付しました。 ●担当部署において、収納事務処理後の確認等を周知・徹底しました。	1名	誤還付	15,440
143			東京	事務センター	2014年 4月9日	2014年 7月18日		1名	—	0
144			香川	事務センター	2014年 4月22日	2014年 7月18日		10名	—	0
145			沖縄	コザ	2006年 7月18日	2013年 9月26日		1名	過徴収	20,370
146			京都	事務センター	2013年 3月11日	2013年 3月28日		52名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
147	国民年金保険料還付請求書の誤り	確認・決定誤り	北海道	事務センター	2014年7月9日	2014年7月14日	○担当者が過誤納者整理票及び資格記録を確認したところ、国民年金保険料の誤還付、還付額の計算誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、協議が必要なお客様については機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うことで了承を得ました。 ●訂正処理を行い、誤還付したお客様に返納金の納入告知書を送付しました。 ●担当部署において、過誤納整理票を確認する際、窓口装置により過誤納理由等を十分確認することを徹底しました。	1名	誤還付	299,140
148			福岡	東福岡	1989年8月10日	2014年7月16日		1名	誤還付	91,500
149			大阪	枚方	2008年3月19日	2013年8月19日		1名	—	0
150			京都	事務センター	2013年5月17日	2013年9月6日		1名	—	0
151			京都	京都西	2003年6月5日	2013年6月20日		1名	誤還付	13,300
152			説明誤り	宮崎	宮崎	2014年3月13日		2014年4月23日	○お客様からの問合せにより、法定免除に該当する障害年金の受給権が発生した際の前納保険料還付についての説明誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、協議が必要なお客様については、機構本部に取扱いを協議し、訂正不可との回答があったため、改めてお詫びの上説明し了承を得ました。 ●担当部署において、法定免除と前納保険料等の還付等に対して説明を徹底するよう周知しました。	1名
153		青森	事務センター	2013年7月頃	2014年4月2日	○お客様からの問合せにより、市役所において、法定免除に該当する障害年金の受給権が発生した際の前納保険料還付についての説明誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、協議が必要なお客様については、機構本部に取扱いを協議し、訂正不可との回答があったため、改めてお詫びの上説明し了承を得ました。 ●市区町村に対して事務処理の際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0	

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
154	クレジットカード 納付(変更)・辞 退申出書の誤り	確認・決定誤り	京都	上京	2013年 5月28日	2014年 6月3日	<p>○お客様からの問合せにより、クレジットカード納付による1年前納が取引なしのため行われず、その後の確認が行われていなかったため、翌年度の納付方法の確認を漏らしていたことが判明しました。</p> <p>○お客様からの問合せにより、誤って翌年度から希望していたクレジットカードによる納付となった事象が判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うことで了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、クレジットカード納付の処理を行う際には、付加保険料等の納付書の追加作成が必要かどうかの選択を徹底するよう周知しました。</p>	1名	—	0
155			沖縄	那覇	2013年 8月12日	2013年 9月30日		1名	—	0
156		通知書等の作成誤り	大阪	城東	2014年 1月27日	2014年 3月4日	<p>○お客様からの問合せにより、クレジットカード納付申出書の処理時において、クレジットカード納付の開始前の付加保険料の納付書を作成していなければいけない案件であったが作成を漏らしていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うことで了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、クレジットカード納付の処理を行う際には、付加保険料等の納付書の追加作成が必要かどうかの選択を徹底するよう周知しました。</p>	1名	—	0
157	国民年金保険料 勧奨用通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	神奈川	川崎	2014年 8月28日	2014年 9月2日	<p>○お客様からの問合せ等により、国民年金保険料の納付勧奨通知書及び勧奨用チラシを作成する際、照会先の電話番号の記載が誤っていたことが判明しました。</p> <p>●対象のお客様には、再度通知書等を作成しお詫びのお手紙を添えて送付しました。</p> <p>●担当部署において、勧奨用通知書等の作成の際には、内容確認した上で送付するよう周知・徹底しました。</p>	1名	—	0
158			奈良	奈良	2013年 12月2日	2013年 12月3日		90名	—	0
159	国民年金徴収 関係届書等の 送付誤り	誤送付・誤送信	三重	事務 センター	2014年 6月11日	2014年 6月13日	<p>○お客様からの問合せにより、本来送付されるべきではない書類が送付されたとの連絡があり、国民年金保険料納付書、口座振替納付申出書、及び被保険者記録照会の誤送付が判明しました。</p> <p>●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●誤って送付した納付書等を回収し、本来送付するお客様あてに納付書等を送付しました。</p> <p>●担当部署において、お客様あてに文書を送付する際は、封入封緘時に複数名でダブルチェックを行うことを徹底するよう周知しました。</p>	2名	—	0
160			広島	広島西	2014年 6月12日	2014年 6月16日		1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
161	国民年金徴収 関係届書等の 処理漏れ	未処理・処理遅延	茨城	水戸北	2012年 4月6日	2012年 12月28日	○お客様からの問合せにより、付加保険料納付非該当届の処理漏れが判明しました。 ○お客様からの問合せにより、前納納付書の作成漏れが判明しました。 ○年金事務所において、レイアウト変更の作業準備の際に後納保険料納付申込書の処理漏れが判明しました。 ○お客様からの問合せにより、口座振替納付申出書の処理漏れが判明しました。 ○お客様からの問合せにより、納付した納付記録がオンライン上反映していない事象が判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、協議が必要なお客様については機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行うことで了承を得ました。 ●訂正処理を行い、未処理の届書の処理を行いました。保険料の領収、還付請求書の送付を行いました。 ●担当部署において、書類保管及び進捗管理の徹底について周知を行いました。	1名	過徴収	2,000
162			栃木	宇都宮西	2013年 4月1日	2013年 8月16日		1名	—	0
163			埼玉	所沢	2011年 10月31日	2013年 9月20日		1名	—	0
164			埼玉	春日部	2013年 7月19日	2013年 10月21日		1名	—	0
165			神奈川	鶴見	2012年 9月10日	2013年 10月23日		11名	—	0
166			奈良	事務センター	2013年 7月頃	2013年 10月28日		5名	—	0
167			千葉	市川	2013年 3月29日	2013年 10月29日		1名	未徴収	74,300
168			兵庫	加古川	2013年 10月21日	2013年 11月1日		1名	—	0
169			受理後の書類管理 誤り	福島	事務センター	2013年 7月23日		2013年 8月23日	1名	—
170		長野		松本	2011年 7月5日	2013年 8月27日		1名	—	0

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
171	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	兵庫	加古川	1982年 2月1日	2012年 9月10日	○基金記録の種別相違事案に伴う年金加入記録確認中に、厚生年金保険通算老齢年金から厚生年金保険老齢年金への請求案内漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行い支払を確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認や受給要件等の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	6,267,554
172			宮崎	延岡	1983年 9月頃	2014年 1月23日	○紙台帳とコンピューター記録の突合せ作業による事務センターからの連絡や遺族年金の審査時に、本来であれば任意加入対象の期間のため国民年金の免除期間とはならないところ、老齢年金の決定の際に免除期間とされたまま決定したことから、老齢年金が過払いとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。返納に係る訂正処理を確認しました。 ●担当部署において、本人記録と配偶者記録の双方について確認の必要性を説明し、特に任意加入期間について注意するよう指示しました。	1名	過払い	2,022,567
173			宮崎	延岡	1985年 5月頃	2014年 2月10日	○紙台帳とコンピューター記録の突合せ作業による事務センターからの連絡や遺族年金の審査時に、本来であれば任意加入対象の期間のため国民年金の免除期間とはならないところ、老齢年金の決定の際に免除期間とされたまま決定したことから、老齢年金が過払いとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。返納に係る訂正処理を確認しました。 ●担当部署において、本人記録と配偶者記録の双方について確認の必要性を説明し、特に任意加入期間について注意するよう指示しました。	1名	過払い	10,750
174			大阪	事務センター	2012年 6月21日	2013年 10月18日	○紙台帳とコンピューター記録の突合せ作業による事務センターからの連絡や遺族年金の審査時に、本来であれば任意加入対象の期間のため国民年金の免除期間とはならないところ、老齢年金の決定の際に免除期間とされたまま決定したことから、老齢年金が過払いとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。返納に係る訂正処理を確認しました。 ●担当部署において、本人記録と配偶者記録の双方について確認の必要性を説明し、特に任意加入期間について注意するよう指示しました。	1名	過払い	11,199
175			大阪	淀川	1998年 2月26日	2013年 12月25日	○紙台帳とコンピューター記録の突合せ作業による事務センターからの連絡や遺族年金の審査時に、本来であれば任意加入対象の期間のため国民年金の免除期間とはならないところ、老齢年金の決定の際に免除期間とされたまま決定したことから、老齢年金が過払いとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。返納に係る訂正処理を確認しました。 ●担当部署において、本人記録と配偶者記録の双方について確認の必要性を説明し、特に任意加入期間について注意するよう指示しました。	1名	過払い	32,000
176			東京	足立	1988年 1月5日	2013年 1月11日	○機構本部からの連絡により、旧法退職共済年金を受給していることから、本来、旧法の老齢年金を裁定すべきところ、新法の老齢年金を裁定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行い年金の支払を確認しました。 ●担当部署において周知し、年金記録の確認及び受給要件の取扱いの確認を周知徹底しました。	1名	未払い	1,766,278
177			愛知	岡崎	2002年 4月1日	2013年 2月6日	○お客様からの問合せや年金事務所からの連絡等により、脱退手当金支給済み期間や国民年金の任意加入期間などの確認不足による受給権発生日等の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。未払いがあるお客様については年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給要件等の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	80,000
178			栃木	栃木	1985年 5月2日	2013年 10月4日	○お客様からの問合せや年金事務所からの連絡等により、脱退手当金支給済み期間や国民年金の任意加入期間などの確認不足による受給権発生日等の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。未払いがあるお客様については年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給要件等の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	14,286
179			兵庫	事務センター	2012年 11月1日	2013年 12月2日	○お客様からの問合せや年金事務所からの連絡等により、脱退手当金支給済み期間や国民年金の任意加入期間などの確認不足による受給権発生日等の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。未払いがあるお客様については年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給要件等の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	10,466
180			高知	高知東	1994年 1月27日	2014年 1月6日	○お客様からの問合せや年金事務所からの連絡等により、脱退手当金支給済み期間や国民年金の任意加入期間などの確認不足による受給権発生日等の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。未払いがあるお客様については年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給要件等の確認等を徹底するよう周知しました。	なし	—	0
181			和歌山	事務センター	2013年 12月19日	2014年 2月6日	○お客様からの問合せや年金事務所からの連絡等により、脱退手当金支給済み期間や国民年金の任意加入期間などの確認不足による受給権発生日等の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。未払いがあるお客様については年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給要件等の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	19,266
182			埼玉	事務センター	2013年 11月21日	2014年 3月17日	○お客様からの問合せや年金事務所からの連絡等により、脱退手当金支給済み期間や国民年金の任意加入期間などの確認不足による受給権発生日等の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。未払いがあるお客様については年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給要件等の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	308,000
183			北海道	帯広	1983年 4月1日	2013年 1月23日	○お客様からの問合せや年金事務所からの連絡等により、脱退手当金支給済み期間や国民年金の任意加入期間などの確認不足による受給権発生日等の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。未払いがあるお客様については年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給要件等の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	291,100
184			千葉	千葉	1988年 7月頃	2013年 5月7日	○お客様からの問合せや年金事務所からの連絡等により、脱退手当金支給済み期間や国民年金の任意加入期間などの確認不足による受給権発生日等の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。未払いがあるお客様については年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給要件等の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	123,200
185			大阪	平野	2000年 4月20日	2013年 2月18日	○お客様からの問合せや年金事務所からの連絡等により、脱退手当金支給済み期間や国民年金の任意加入期間などの確認不足による受給権発生日等の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。未払いがあるお客様については年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給要件等の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	142,692
186			兵庫	事務センター	2014年 1月9日	2014年 1月21日	○お客様からの問合せや年金事務所からの連絡等により、脱退手当金支給済み期間や国民年金の任意加入期間などの確認不足による受給権発生日等の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。未払いがあるお客様については年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給要件等の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,900

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
187	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	広島	備後府中	2014年 3月5日	2014年 3月18日	<p>○事務センターからの連絡により、記録の追加により通算老齢年金の再裁定となるため年金額仮計算書を受付すべきところ、中高齢の特例に該当するとし旧法厚生年金老齢年金請求書を誤って受理したことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい書類を受付しました。</p> <p>●担当部署において周知し、同様の誤りをしないよう伝達しました。</p> <p>○お客様からの問合せや年金相談時又は、機構本部からの連絡等により、配偶者記録や学生期間等に係る合算対象期間の確認不足による老齢年金の受給要件等の誤りが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。未払いがあるお客様については年金の支払を確認しました。過払いがあるお客様については返納に係る訂正処理を確認しました。</p> <p>●担当部署において、年金記録の確認や合算対象期間の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。</p>	1名	—	0
188			東京	八王子	1995年 4月1日	2013年 9月5日		1名	その他	279,372
189			京都	中京	1996年 10月20日	2013年 4月23日		1名	過払い	113,333
190			滋賀	草津	1999年 8月25日	2013年 5月1日		1名	未払い	30,100
191			鹿児島	川内	1991年 4月11日	2012年 6月11日		1名	未払い	4,392
192		説明誤り	兵庫	西宮	2011年 11月21日	2013年 3月26日		1名	—	0
193			愛知	豊田	2014年 1月30日	2014年 3月3日		1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生日	判明日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
194	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	兵庫	加古川	1999年 3月28日	2012年 8月21日	○機構本部からの連絡により、旧三共済組合期間の確認漏れのために、本来退職共済年金として決定すべきところ、誤って特別支給の老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。協議の結果、訂正処理を行い支払を確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び旧三共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,776,847	
195			青森	青森	2000年 5月11日	2013年 9月9日	○お客様の年金相談時又は、事務センターからの連絡等により、旧三共済及び農林共済組合期間の確認漏れによる加入期間の算入誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。未払いがあるお客様の年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び旧三共済及び農林共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0	
196			大分	別府	2002年 4月1日	2013年 5月27日		1名	未払い	9,800	
197			北海道	釧路	1999年 2月10日	2013年 6月28日		1名	—	0	
198			新潟	柏崎	2013年 3月15日	2013年 7月17日		1名	未払い	263,016	
199			大分	大分	1993年 7月1日	2013年 7月3日		○お客様の年金相談時又は、機構本部からの連絡等により、共済組合加入期間確認通知書等の確認不足による加入期間の算入誤り等が判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。過払いがあるお客様については返納に係る訂正処理を確認しました。未払いがあるお客様については年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	583,678
200			滋賀	大津	1989年 12月4日	2013年 8月5日		1名	過払い	222,763	
201			岩手	花巻	1997年 7月10日	2013年 9月30日		1名	未払い	21,920	
202			鹿児島	鹿児島南	2000年 2月24日	2013年 10月7日		1名	過払い	76,239	
203			東京	中央	2001年 7月19日	2013年 12月4日		1名	過払い	9,265	
204			群馬	前橋	1990年 12月13日	2013年 12月18日		1名	過払い	794,070	
205			岡山	倉敷東	1996年 10月10日	2014年 2月7日		1名	過払い	28,900	
206			高知	南国	2001年 7月12日	2013年 10月18日		○機構本部からの連絡により、老齢年金の共済移管記録の確認不足による加入期間の算入誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、返納に係る訂正処理を確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び共済移管記録の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	269,353

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
207	老齢年金の第四種被保険者期間の誤り	確認・決定誤り	東京	足立	1999年 11月10日	2013年 8月12日	○お客様からの問合せや年金相談時又は、機構本部からの連絡等により、老齢年金の第四種被保険者期間の削除漏れ等に係る誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を確認しました。過払いがあるお客様については返納に係る訂正処理、過徴収のあるお客様については還付に係る処理を確認しました。 ●担当部署において、年金記録等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	196,725
208			静岡	清水	2006年 1月26日	2012年 11月1日		1名	過徴収	125,732
209			大阪	守口	1990年 3月29日	2012年 12月11日		1名	過払い	1,204,468
210			宮崎	宮崎	1993年 10月4日	2012年 12月17日		1名	過徴収	130,038
211			宮崎	宮崎	1984年 11月頃	2013年 2月13日		1名	過払い	25,664
212			宮崎	宮崎	1993年 5月16日	2013年 4月16日		1名	過払い	37,672
213			長崎	諫早	1991年 7月18日	2013年 7月23日		1名	過徴収	233,800
214			富山	魚津	1981年 3月2日	2013年 8月22日		2名	過徴収	4,260
215			静岡	沼津	2000年 10月26日	2013年 9月4日		1名	過徴収	2,023
216			北海道	釧路	2002年 10月9日	2013年 9月27日		1名	過徴収	5,290
217			東京	武蔵野	2001年 6月28日	2013年 10月11日		1名	過徴収	98,560
218			愛知	大曽根	1979年 8月18日	2013年 11月18日		1名	過払い	153,742
219			宮崎	宮崎	2003年 6月10日	2013年 12月2日		1名	過徴収	140
220			東京	品川	2002年 4月11日	2013年 12月9日		1名	過徴収	31,310
221			北海道	砂川	2001年 4月17日	2014年 1月23日		1名	過徴収	58,764
222			東京	江東	1989年 5月頃	2014年 1月24日		1名	過払い	57,253
223			東京	八王子	1995年 6月8日	2014年 1月31日		2名	過徴収	400,247
224			宮崎	延岡	2001年 10月頃	2014年 2月4日		1名	過徴収	167,783
225			宮崎	都城	1988年 4月20日	2014年 3月17日		1名	過徴収	55,712
226			大阪	東大阪	1993年 7月22日	2012年 10月11日		1名	過払い	89,973
227			静岡	三島	2007年 11月1日	2013年 12月26日		1名	過徴収	12,545

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
228	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	兵庫	東灘	2000年 11月11日	2013年 3月26日	○機構本部からの連絡や遺族年金請求時の確認等により、老齢年金裁定時の国民年金期間に係る免除期間・3号不整合期間等の確認誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。過払いがあるお客様については返納に係る訂正処理を確認しました。未払いがあるお客様については年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	260,786	
229			大阪	豊中	1998年 2月13日	2013年 4月3日		1名	—	0	
230			兵庫	尼崎	1990年 12月2日	2013年 5月27日		1名	過払い	22,884	
231			兵庫	東灘	1994年 8月24日	2013年 6月18日		1名	過払い	23,535	
232			大阪	淀川	2002年 5月30日	2013年 6月28日		1名	過払い	49,500	
233			兵庫	東灘	2007年 9月9日	2013年 10月3日		1名	—	0	
234			兵庫	西宮	1992年 5月21日	2014年 1月6日		1名	過払い	11,000	
235			長野	事務センター	2002年 9月1日	2014年 2月5日		1名	—	0	
236			富山	事務センター	2013年 7月11日	2014年 2月18日		1名	過払い	471,417	
237			和歌山	和歌山西	2014年 1月17日	2014年 2月27日		1名	未払い	8,917	
238			兵庫	尼崎	2006年 9月17日	2013年 3月8日		1名	過払い	49,000	
239			愛知	熱田	1979年 10月8日	2013年 6月5日		○紙台帳とコンピューター記録の突合せ作業による事務センターからの連絡等により、年金記録の重複期間の補正誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。過払いがあるお客様については返納に係る訂正処理を確認しました。 ●担当部署において、年金相談における年金見込額算出時の記録確認及び審査時の年金記録の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	6,034
240			愛知	熱田	1980年 9月1日	2013年 6月5日		1名	過払い	2,563	
241			長野	長野南	1984年 11月14日	2013年 7月30日		1名	—	0	
242			山形	米沢	1981年 12月3日	2012年 10月15日		○お客様からの問合せにより、年金記録の生年月日が戸籍と相違していたことが判明しました。 ●年金額に影響はなかったものの、担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、生年月日の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
243	富山	魚津	1993年 12月20日	2014年 2月13日	○機構本部からの連絡等により、60歳到達や退職時の年金額改定時における被保険者種別の登録誤りなどが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過払いがあるお客様については返納に係る訂正処理を確認しました。未払いがあるお客様については年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を周知徹底しました。	1名	過払い	264,000			
244	鹿児島	鹿屋	1992年 1月12日	2013年 10月3日	1名	未払い	1,511,006				
245	入力誤り	広島	広島西	1991年 10月20日	2014年 2月14日	1名	過払い	793,324			

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
246	老齢年金の繰上げ・繰下げ請求の誤り	確認・決定誤り	鹿児島	川内	2012年 2月17日	2012年 5月14日	○お客様からの問合せや事務センターからの連絡により、全部繰上げを一部繰上げとして裁定、繰下げを行わず裁定など、老齢年金の繰上げ・繰下げ請求に係る誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。過払いがあるお客様については返納に係る訂正処理を確認しました。未払いがあるお客様については年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認及び繰上げ繰下げに係る取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	45,733
247			東京	足立	2012年 6月13日	2012年 11月28日		1名	過払い	621,775
248			大分	別府	2013年 4月3日	2013年 6月20日		1名	過払い	53,516
249			秋田	秋田	2013年 5月23日	2013年 7月8日		1名	—	0
250			北海道	函館	2012年 6月25日	2013年 12月25日		1名	未払い	74,595
251			奈良	事務センター	2009年 1月13日	2014年 1月17日		1名	過払い	2,599,659
252			香川	事務センター	2013年 9月12日	2014年 2月14日		1名	—	0
253			熊本	事務センター	2013年 7月11日	2014年 3月5日		1名	未払い	63,283
254			広島	事務センター	2013年 5月30日	2014年 3月17日		1名	過払い	652,749
255			群馬	前橋	2013年 5月16日	2014年 3月18日		1名	—	0
256			岡山	高梁	2011年 8月9日	2013年 11月15日		1名	過払い	908,666

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
257	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	宮崎	宮崎	2010年 11月17日	2013年 7月1日	○紙台帳とコンピューター記録の突合せ作業による事務センターからの連絡や、機構本部からの連絡等により、旧令共済期間や厚生年金期間の確認漏れなど、受給要件に係る誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行い年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給要件の取扱いの確認、入力後の二重チェック等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,046,950
258			愛媛	今治	1999年 11月4日	2014年 2月14日		1名	未払い	170,895
259		説明誤り	愛知	刈谷	2013年 6月7日	2013年 8月2日		1名	—	0
260			宮崎	宮崎	2013年 10月23日	2013年 10月31日		1名	—	0
261		入力誤り	大阪	事務センター	2009年 5月14日	2013年 10月3日		2名	過払い	2,034,188
262		確認・決定誤り	大阪	天王寺	1989年 12月7日	2013年 2月26日		1名	過払い	3,200
263			愛知	鶴舞	1992年 6月13日	2013年 12月11日		1名	—	0
264	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	鹿児島	川内	1999年 4月3日	2012年 3月9日	○紙台帳とコンピューター記録の突合せ作業による事務センターからの連絡等により、遺族年金裁定時の戦時加算記録の確認漏れなどが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。未払い分のお客様の年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	106,374
265			鹿児島	鹿児島南	2001年 4月14日	2013年 6月6日		1名	未払い	1,227,181
266			大分	佐伯	1997年 4月3日	2013年 6月28日		1名	未払い	61,750
267			静岡	浜松東	2001年 9月27日	2013年 9月11日		1名	未払い	116,953
268			静岡	浜松東	1993年 3月3日	2013年 9月11日		1名	未払い	127,675
269			鹿児島	鹿児島南	1995年 7月7日	2014年 1月27日		1名	未払い	305,143
270			鹿児島	鹿児島南	2006年 12月31日	2014年 1月30日		1名	未払い	427,187
271			愛媛	今治	1992年 7月30日	2014年 3月10日		1名	未払い	78,067
272		入力誤り	福岡	西福岡	2007年 5月22日	2014年 3月18日		1名	未払い	458,130

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
273	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	奈良	大和高田	1978年 4月28日	2012年 7月19日	○年金相談時に、同一傷病であるにもかかわらず、併給できない二つの障害年金を決定していた誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過払い分について返納に係る訂正処理を確認しました。 ●担当部署において、今回の事務処理誤りの事例を周知し、受給要件等について確認しました。	1名	過払い	4,115,574
274			大阪	福島	2003年 5月1日	2013年 6月25日	○機構本部からの連絡等により、併合認定による障害厚生年金の額改定請求として決定すべきところ、新たに障害基礎年金として決定していた誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行い年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給要件の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,275,635
275			宮城	古川	2009年 6月4日	2013年 5月2日	○お客様からの問合せにより、初診日の確認漏れにより、本来障害厚生年金として決定すべきところ障害基礎年金として決定していた誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。未払い分について年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給要件の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,503,117
276			千葉	事務センター	2013年 10月10日	2013年 12月16日	○事務センターの他の部署からの連絡により、生年月日の転記誤りによる受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、返納に係る訂正処理を確認しました。 ●担当部署において、添付書類による生年月日の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	65,541
277			障害年金の所得調査時に係る誤り	確認・決定誤り	兵庫	事務センター	2012年 9月12日	2012年 10月4日	○お客様からの問合せ等により、支払の停止解除処理誤りや障害基礎年金の所得調査時の説明誤りなどが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。未払いがあるお客様については年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、所得調査時の確認等を徹底するよう周知しました。	3名
278	茨城	事務センター			2013年 9月5日	2013年 10月11日	2名	未払い		262,166
279	茨城	事務センター			2013年 9月9日	2013年 10月17日	2名	未払い		294,933
280	説明誤り	大阪		平野	2013年 11月13日	2013年 12月13日	1名	—		0

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
281	加給年金の誤り	確認・決定誤り	北海道	旭川	1990年 4月1日	2014年 1月16日	○年金相談時又は、機構本部からの連絡等により、年金の裁定時に配偶者の生年月日や年金記録の確認が不足したことによる配偶者状態表示の登録誤りや届け出案内漏れにより、加給年金額の加算漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。未払いの年金については支払を確認しました。 ●担当部署において、年金記録などの確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	5,324,637	
282			広島	呉	1989年 3月2日	2013年 3月7日		2名	未払い	5,508,957	
283			福岡	東福岡	2007年 11月19日	2013年 11月18日		1名	未払い	3,237,772	
284			本部	機構本部 (支払部)	2013年 4月15日	2013年 5月17日		○内部監査により、既に亡くなっている加給年金額対象者に対して配偶者加給金が加算されたままであったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、返納に係る訂正処理を確認しました。 ●担当部署において、今回の事務処理誤りの事例を周知し、年金記録などの確認を徹底しました。	1名	過払い	75,434
285			京都	京都南	1997年 5月15日	2013年 6月24日		○年金相談時又は、事務センター等からの連絡等により、年金の裁定時に配偶者の生年月日や年金記録の確認が不足したことによる配偶者状態表示の登録誤り等、加給年金額の加算誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。過払いがあるお客様については返納に係る訂正処理を確認しました。未払いがあるお客様については年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、年金記録などの確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。なお、2005年(平成17年)にシステム修正を行い同様事案発生 of 未然防止に努めています。	1名	未払い	18,834
286			東京	新宿	2003年 8月28日	2010年 11月26日			1名	未払い	398,250
287			茨城	下館	1991年 4月28日	2011年 9月14日			1名	未払い	151,800
288			京都	中京	2002年 9月12日	2012年 5月10日			1名	未払い	83,475
289			宮城	仙台東	1995年 5月11日	2012年 11月2日			1名	未払い	21,608
290			宮城	仙台東	1995年 1月26日	2012年 12月28日			1名	未払い	42,916
291			北海道	岩見沢	1995年 9月頃	2013年 7月23日			1名	未払い	397,280
292			福岡	八幡	1990年 4月12日	2013年 8月19日			1名	未払い	15,675
293			大阪	守口	2011年 2月12日	2013年 8月28日			1名	未払い	1,819,307
294			奈良	奈良	1997年 10月30日	2013年 10月25日			1名	未払い	712,314
295			埼玉	大宮	1991年 7月20日	2013年 12月27日			1名	未払い	130,936
296			鹿児島	鹿児島南	1989年 12月1日	2014年 1月27日			1名	未払い	64,367
297			愛媛	松山東	2014年 1月10日	2014年 2月27日			1名	過払い	132,000
298			山口	宇部	1994年 12月15日	2014年 2月28日			1名	未払い	151,800
299			長野	長野南	2012年 10月24日	2013年 7月3日			1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生日	判明日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
300	振替加算の誤り	確認・決定誤り	愛知	笠寺	1996年 1月1日	2014年 2月19日	<p>○事務センターからの連絡により、年金の裁定時に年金記録の確認が不足したことによる配偶者状態表示の登録誤りにより、振替加算の誤りが判明しました。</p> <p>●担当がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。未払い分について年金の支払を確認しました。</p> <p>●担当部署において、年金記録などの確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。なお、2005年(平成17年)にシステム修正を行い同様な事案発生を未然防止に努めています。</p>	1名	未払い	3,722,130	
301			栃木	栃木	1998年 3月31日	2013年 12月11日		<p>○機構本部等からの連絡等により、年金の裁定時に共済組合期間などの年金記録の確認が不足したことによる配偶者状態表示の登録誤り等、振替加算の誤りが判明しました。</p> <p>●担当がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。過払いがあるお客様については返納に係る訂正処理を確認しました。未払いがあるお客様については年金の支払を確認しました。</p> <p>●担当部署において、年金記録などの確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。なお、2005年(平成17年)にシステム修正を行い同様な事案発生を未然防止に努めています。</p>	1名	未払い	1,796,713
302			大分	大分	1996年 10月31日	2013年 7月17日			1名	過払い	985,600
303			滋賀	大津	2002年 3月頃	2014年 3月19日			1名	過払い	951,976
304			岡山	高梁	2001年 7月12日	2014年 3月20日			1名	過払い	832,030
305			栃木	栃木	1991年 9月26日	2013年 11月28日			1名	未払い	3,467,064
306			大阪	城東	1995年 10月1日	2014年 2月26日			1名	過払い	1,013,419
307			説明誤り	大阪	平野	2014年 1月10日			2014年 1月16日	1名	—
308	子に対する加算の誤り	確認・決定誤り	大阪	事務センター	2010年 11月11日	2013年 8月30日	<p>○年金相談時に、本来であれば加給年金の対象ではない老齢年金の定額部分発生日より後に養子縁組をした子を加給年金対象者として登録していたことが判明しました。</p> <p>●担当がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部との協議を行い返納に係る訂正処理を確認しました。</p> <p>●担当部署において、加給年金対象者の登録時における対象時期の確認を徹底するよう指示しました。</p>		1名	過払い	471,981
309			説明誤り	大阪	八尾	2013年 8月9日		2013年 11月8日	1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
310	死亡一時金に係る誤り	確認・決定誤り	沖縄	事務センター	2012年 4月24日	2012年 11月29日	○お客様からの問合せや担当者の確認により、死亡一時金の重複支払が判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、返納に係る訂正処理を確認しました。 ●担当部署において、死亡一時金の支払記録について確認等を徹底するよう周知しました。 ○お客様からの問合せや相談時に、寡婦年金の説明不足などにより、金額的に不利な死亡一時金を決定している誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。未払いがあるお客様については年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、死亡一時金と寡婦年金の取扱いについて確認等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	120,000
311			沖縄	事務センター	2013年 2月22日	2013年 3月11日		17名	過払い	2,365,000
312			徳島	徳島北	2011年 4月4日	2013年 8月23日		1名	未払い	288,046
313			群馬	桐生	2013年 5月8日	2013年 8月28日		1名	未払い	120,000
314		説明誤り	福岡	久留米	2012年 5月10日	2013年 11月6日		1名	—	0
315	年金分割に係る誤り	確認・決定誤り	大阪	堺西	2008年 5月頃	2014年 3月6日	○お客様からの連絡や事務センターより、年金分割の請求期限の説明誤りや分割後の改定処理の漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。過払いがあるお客様については返納に係る訂正処理を確認しました。 ●担当部署において、年金分割の取扱いについて確認等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	60,900
316		説明誤り	福井	福井	2010年 1月25日	2012年 9月28日		2名	—	0
317	年金選択の誤り	確認・決定誤り	岐阜	大垣	2012年 11月7日	2013年 11月18日	○お客様からの問合せや年金相談時に、厚生年金基金から支給される代行部分や労災の障害補償年金、配偶者加給金などの考慮漏れにより、有利な年金選択となっていない誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。過払いがあるお客様については返納に係る訂正処理を確認しました。未払いがあるお客様については年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び年金選択の取扱いの確認等を徹底するよう周知しました。 ○お客様からの問合せや担当職員より、年金受給選択届提出時の記入案内誤りや選択処理を行う際の入力誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過払いがあるお客様については返納に係る訂正処理を確認しました。未払いがあるお客様については年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、選択方法や入力時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,550
318			愛知	岡崎	2013年 4月11日	2013年 8月19日		1名	未払い	177,400
319			山梨	甲府	2013年 2月15日	2013年 12月18日		1名	過払い	16,204
320			愛知	大曾根	2013年 4月26日	2013年 9月26日		1名	過払い	591,149
321			大阪	玉出	2011年 10月13日	2012年 1月13日		1名	—	0
322			本部	機構本部 (支払部)	2013年 9月頃	2014年 3月13日		1名	過払い	244,107
323			長崎	佐世保	2013年 1月28日	2013年 6月21日		1名	未払い	391,333
324		入力誤り	愛知	事務センター	2014年 1月6日	2014年 2月20日		1名	過払い	22,575
325	年金の支払額や支払時期等の誤り	説明誤り	宮城	古川	2012年 4月24日	2012年 6月29日	○お客様からの問合せにより、雇用保険と年金の調整の確認不足による年金の支払額や支払時期に係る説明誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、雇用保険との調整に係る取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
326			福井	福井	2013年 12月19日	2014年 3月19日		1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生日	判明日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
327	年金の支払い保留処理の誤り	確認・決定誤り	鹿児島	川内	2013年 5月20日	2013年 6月14日	○お客様からの問合せなどにより、生存者に対して死亡に係る支払保留処理を行ったものや、死亡に伴う関係書類の提出案内をするといった誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。未払いのあるお客様については年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、死亡に係る支払保留時の氏名等の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	292,316	
328			和歌山	事務センター	2014年 2月14日	2014年 2月25日		1名	未払い	263,566	
329			本部	機構本部 (年金相談部)	2014年 2月13日	2014年 2月18日		2名	—	0	
330	年金の再裁定処理に係る誤り	確認・決定誤り	鹿児島	川内	2003年 8月2日	2013年 4月26日	○事務センター等からの連絡等により、年金の裁定後に遡り収録された記録に基づく再裁定処理を行っていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。過払いがあるお客様については返納に係る訂正処理を確認しました。未払いがあるお客様については年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、相談時の年金記録及び入力処理後の確認を徹底するように指示しました。	1名	過払い	8,676	
331			北海道	岩見沢	1996年 5月27日	2013年 5月27日		1名	未払い	346,110	
332			宮崎	高鍋	2003年 2月28日	2013年 7月23日		1名	未払い	384,261	
333			東京	葛飾	2001年 6月14日	2013年 11月19日		1名	未払い	14,668	
334	年金関係書類の送付誤り	誤送付・誤送信	長崎	長崎北	2014年 1月16日	2014年 2月14日	○お客様からの問合せにより、年金相談時の被保険者記録回答票や別人記録による年金見込額の交付誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●誤って送付した回答票等を回収しました。 ●担当部署において、書類の交付時の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	—	0	
335			神奈川	平塚	2011年 4月4日	2014年 1月23日		1名	—	0	
336	年金給付関係書類の作成誤り	確認・決定誤り	本部	機構本部 (記録管理部)	2014年 1月9日	2014年 1月14日	○担当者がお客様あてに送付した「基礎年金番号確認のお願い」について、確認したところ、お客様あてではなく機構控えを誤って作成していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●誤って作成した回答票等を回収しました。 ●担当部署において、書類の作成時の確認等を徹底するよう周知しました。	39名	—	0	
337			北海道	事務センター	2011年 11月29日	2012年 10月31日		○お客様からの問合せ等により、年金の再計算に伴う仮計算書や年金見込額照会回答票の作成誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上事象を説明し、正しい回答票等を交付しました。 ●担当部署において、書類の作成時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
338			神奈川	高津	2012年 12月11日	2013年 7月23日		1名	—	0	
339			兵庫	事務センター	2012年 12月10日	2013年 9月3日		1名	—	0	

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
340	年金給付関係書類の処理漏れ	未処理・処理遅延	本部	機構本部 (支払部)	2009年 6月11日	2013年 7月17日	○年金事務所からの問合せにより、誤裁定であることから、本来取消処理が必要であった遺族年金について、処理漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過払いについては返納に係る訂正処理を確認しました。 ●担当部署において、お客様からの問合せに関する管理簿を作 ○お客様からの問合せや職員の書類確認時に、老齢年金請求書、障害年金請求書、再裁定処理など、年金給付関係書類の処理漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を確認しました。過払いがあるお客様については返納に係る訂正処理を確認しました。未払いがあるお客様については年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、書類の管理を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	5,831,766
341			埼玉	浦和	2012年 8月13日	2013年 9月6日		1名	未払い	2,450,291
342			神奈川	横浜西	2012年 11月9日	2013年 9月13日		1名	未払い	594,621
343			大阪	堺東	2013年 7月12日	2013年 9月17日		1名	—	0
344			東京	杉並	2010年 6月21日	2013年 9月19日		1名	過払い	1,000
345			和歌山	和歌山西	2013年 1月11日	2013年 9月2日		1名	—	0
346			大阪	堺西	2009年 11月19日	2013年 9月19日		1名	未払い	5,782
347			長野	事務 センター	2009年 8月頃	2013年 9月20日		1名	未払い	49,668
348			北海道	札幌西	2013年 3月頃	2013年 10月3日		1名	過払い	566,218
349			神奈川	港北	2009年 1月28日	2013年 11月8日		1名	—	0
350			東京	世田谷	2010年 10月3日	2013年 11月14日		4名	未払い	66,205
351			東京	世田谷	2012年 1月10日	2013年 11月16日		18名	未払い	1,205,251
352			東京	渋谷	2012年 4月頃	2013年 11月18日		2名	—	0
353			本部	機構本部 (支払部)	2013年 1月頃	2013年 10月21日		1名	過払い	266,121
354	受理後の書類管理誤り	東京	府中	2013年 1月23日	2013年 9月13日	1名	—	0		
355	年金の振込先金融機関に係る誤り	確認・決定誤り	本部	機構本部 (障害年金 業務部)	2014年 1月9日	2014年 2月19日	○お客様からの問合せや金融機関からの連絡等により、年金の振込先金融機関の口座の種類の登録誤りや入力漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。過払いがあるお客様については返納に係る訂正処理を確認しました。未払いがあるお客様については年金の支払を確認しました。 ●担当部署において、口座番号入力時の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	121,383
356			香川	事務 センター	2014年 1月17日	2014年 3月18日		1名	—	0
357		入力誤り	大阪	事務 センター	2013年 7月12日	2013年 8月9日		1名	未払い	421,650
358			本部	機構本部 (支払部)	2013年 10月21日	2014年 1月29日		1名	過払い	24,216
359			和歌山	事務 センター	2013年 12月17日	2014年 2月24日		1名	未払い	77,300

整理番号	件名	誤り区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
360	年金記録の統合等の誤り	記録訂正誤り	大阪	堺西	2001年 3月1日	2013年 7月11日	<p>○お客様の年金相談時や、記録訂正時の担当者による試算の際に、別人記録が混在した年金記録で、お客様が老齢年金を受給されていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。記録削除により発生した過払いについては返納に係る訂正処理を確認しました。</p> <p>●担当部署において、相談時の年金記録の確認等を徹底するよう周知しました。</p>	1名	過払い	81,445	
361			青森	青森	2005年 8月2日	2013年 12月9日		1名	その他	97,222	
362		確認・決定誤り	群馬	前橋	2010年 6月3日	2011年 8月22日		<p>○お客様からの問合せや機構本部からの連絡等により、年金記録補正時に資格取得年月日や種別等の登録を誤っていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、訂正処理を行いました。過払いがあるお客様については返納に係る訂正処理を確認しました。未払いがあるお客様については年金の支払を確認しました。</p> <p>●担当部署において、年金相談時や記録訂正時の確認等を徹底するよう周知しました。</p>	1名	過払い	995,056
363			新潟	長岡	1980年 10月1日	2013年 4月25日			1名	未払い	623,193
364			北海道	札幌北	2011年 8月17日	2014年 2月18日			1名	—	0
365			山形	山形	2013年 2月15日	2013年 10月24日			1名	—	0
366			東京	事務センター	2013年 5月1日	2014年 3月19日			1名	未払い	3,672
367			東京	事務センター	2013年 5月1日	2014年 3月19日			1名	未払い	5,447
368	支給額変更通知書の未出力について	確認・決定誤り	本部	機構本部 (年金給付部)	2013年 6月6日	2013年 6月6日	<p>○機構本部内部の調査により、本来作成すべき支給額変更通知書が出力されていないことが判明しました。</p> <p>●担当者が「支給額変更通知書」の作成を行い、お客様に対してお詫びのお手紙を添えて送付しました。</p> <p>●担当部署において、通知書の出力条件の整理を適切に行い、出力に係る条件の明示化やフローチャートの明確化を行いました。</p>	1,707名	—	0	
369	脱退手当金に係る誤り	確認・決定誤り	埼玉	事務センター	2014年 1月23日	2014年 3月3日		1名	過払い	673	
370		未処理・処理遅延	神奈川	港北	2006年 11月頃	2013年 10月3日	<p>○事務センターや年金事務所において、脱退手当金の金額の決定誤りや、被保険者記録への支給記録の登録漏れが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。訂正により発生した過払いについては返納に係る訂正処理を確認しました。</p> <p>●担当部署において、脱退手当金の受給要件について周知、注意喚起しました。</p>	8名	—	0	